

平成 21 年 12 月市議会定例会提出案件

提出案件 29 件	議案 29 件	予算案件 2 件
		条例案件 1 件
		単行案件 26 件

I 条例案件

1 会津若松市放課後児童健全育成事業に関する条例の一部を改正する条例
この案件は、松長こどもクラブ等の分割に伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。
(1) 改正内容 松長こどもクラブ、城北こどもクラブ、謹教こどもクラブ及び門田こどもクラブを分割することとした。
(2) 施行期日等
① 平成 22 年 4 月 1 日から施行することとした。
② 必要な経過措置を定めることとした。

II 単行案件

1 会津若松地方広域市町村圏整備組合理約の変更について
この案件は、会津若松地方広域市町村圏整備組合に対する負担金の負担割合の見直しに伴い、所要の措置を講じようとするものです。
2 会津地方市町村電子計算機管理運営協議会を設ける地方公共団体の数の減少及び会津地方市町村電子計算機管理運営協議会規約の変更について
この案件は、大沼郡会津美里町の会津地方市町村電子計算機管理運営協議会からの脱退に伴い、所要の措置を講じようとするものです。

3 会津若松市行仁コミュニティセンターの指定管理者の指定について

この案件は、会津若松市行仁コミュニティセンターの管理を行う指定管理者を指定するため、所要の措置を講じようとするものです。

- (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
会津若松市行仁コミュニティセンター
- (2) 指定管理者に指定する団体
会津若松市行仁町5番32号
会津若松市行仁コミュニティセンター管理運営委員会
- (3) 指定する期間
平成22年4月1日から平成26年3月31日まで

4 会津若松市日新コミュニティセンターの指定管理者の指定について

この案件は、会津若松市日新コミュニティセンターの管理を行う指定管理者を指定するため、所要の措置を講じようとするものです。

- (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
会津若松市日新コミュニティセンター
- (2) 指定管理者に指定する団体
会津若松市日新町8番28号
会津若松市日新コミュニティセンター管理運営委員会
- (3) 指定する期間
平成22年4月1日から平成26年3月31日まで

5 会津若松市城北コミュニティセンターの指定管理者の指定について

この案件は、会津若松市城北コミュニティセンターの管理を行う指定管理者を指定するため、
所要の措置を講じようとするものです。

- (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
会津若松市城北コミュニティセンター
- (2) 指定管理者に指定する団体
会津若松市石堂町10番65号
会津若松市城北コミュニティセンター管理運営委員会
- (3) 指定する期間
平成22年4月1日から平成26年3月31日まで

6 会津若松市城西コミュニティセンターの指定管理者の指定について

この案件は、会津若松市城西コミュニティセンターの管理を行う指定管理者を指定するた
め、 所要の措置を講じようとするものです。

- (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
会津若松市城西コミュニティセンター
- (2) 指定管理者に指定する団体
会津若松市材木町一丁目3番38号
会津若松市城西コミュニティセンター管理運営委員会
- (3) 指定する期間
平成22年4月1日から平成26年3月31日まで

7 会津若松市松長コミュニティセンターの指定管理者の指定について

この案件は、会津若松市松長コミュニティセンターの管理を行う指定管理者を指定するため、
所要の措置を講じようとするものです。

- (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
会津若松市松長コミュニティセンター
- (2) 指定管理者に指定する団体
会津若松市一箕町松長四丁目9番地の108
会津若松市松長コミュニティセンター管理運営委員会
- (3) 指定する期間
平成22年4月1日から平成26年3月31日まで

8 会津若松市真宮コミュニティセンターの指定管理者の指定について

この案件は、会津若松市真宮コミュニティセンターの管理を行う指定管理者を指定するため、
所要の措置を講じようとするものです。

- (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
会津若松市真宮コミュニティセンター
- (2) 指定管理者に指定する団体
会津若松市真宮新町南三丁目33番地
会津若松市真宮コミュニティセンター管理運営委員会
- (3) 指定する期間
平成22年4月1日から平成26年3月31日まで

9 会津若松市謹教コミュニティセンターの指定管理者の指定について

この案件は、会津若松市謹教コミュニティセンターの管理を行う指定管理者を指定するため、所要の措置を講じようとするものです。

- (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
会津若松市謹教コミュニティセンター
- (2) 指定管理者に指定する団体
会津若松市西栄町3番50号
謹教地区コミュニティづくり協議会
- (3) 指定する期間
平成22年4月1日から平成26年3月31日まで

10 会津若松市片柳デイサービスセンターの指定管理者の指定について

この案件は、会津若松市片柳デイサービスセンターの管理を行う指定管理者を指定するため、所要の措置を講じようとするものです。

- (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
会津若松市片柳デイサービスセンター
- (2) 指定管理者に指定する団体
会津若松市神指町大字北四合字伊丹堂55番地の1
社会福祉法人博愛会
- (3) 指定する期間
平成22年4月1日から平成26年3月31日まで

11 会津若松市南花畑デイサービスセンターの指定管理者の指定について

この案件は、会津若松市南花畑デイサービスセンターの管理を行う指定管理者を指定するため、所要の措置を講じようとするものです。

- (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
会津若松市南花畑デイサービスセンター
- (2) 指定管理者に指定する団体
会津若松市大戸町大字芦牧字壇ノ下 845 番地
社会福祉法人白百合会
- (3) 指定する期間
平成 22 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで

12 会津若松市北会津デイサービスセンターの指定管理者の指定について

この案件は、会津若松市北会津デイサービスセンターの管理を行う指定管理者を指定するため、所要の措置を講じようとするものです。

- (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
会津若松市北会津デイサービスセンター
- (2) 指定管理者に指定する団体
会津若松市追手町 5 番 32 号
社会福祉法人会津若松市社会福祉協議会
- (3) 指定する期間
平成 22 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで

13 会津若松市天神ふれあいセンターの指定管理者の指定について

この案件は、会津若松市天神ふれあいセンターの管理を行う指定管理者を指定するため、所要の措置を講じようとするものです。

- (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
会津若松市天神ふれあいセンター
- (2) 指定管理者に指定する団体
会津若松市インター西 69 番地
特定非営利活動法人コミュニティ・パブリック・サービス
- (3) 指定する期間
平成 22 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで

14 会津若松市北会津保健センターの指定管理者の指定について

この案件は、会津若松市北会津保健センターの管理を行う指定管理者を指定するため、所要の措置を講じようとするものです。

- (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
会津若松市北会津保健センター
- (2) 指定管理者に指定する団体
会津若松市追手町 5 番 32 号
社会福祉法人会津若松市社会福祉協議会
- (3) 指定する期間
平成 22 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで

15 会津若松市文化センターの指定管理者の指定について

この案件は、会津若松市文化センターの管理を行う指定管理者を指定するため、所要の措置を講じようとするものです。

- (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
会津若松市文化センター
- (2) 指定管理者に指定する団体
会津若松市城東町 12 番 1 号
財団法人会津若松文化振興財団
- (3) 指定する期間
平成 22 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで

16 會津風雅堂の指定管理者の指定について

この案件は、會津風雅堂の管理を行う指定管理者を指定するため、所要の措置を講じようとするものです。

- (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
會津風雅堂
- (2) 指定管理者に指定する団体
会津若松市城東町 12 番 1 号
財団法人会津若松文化振興財団
- (3) 指定する期間
平成 22 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで

17 会津若松市御薬園の指定管理者の指定について

この案件は、会津若松市御薬園の管理を行う指定管理者を指定するため、所要の措置を講じようとするものです。

- (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
会津若松市御薬園
- (2) 指定管理者に指定する団体
会津若松市追手町1番1号
財団法人会津若松市観光公社
- (3) 指定する期間
平成22年4月1日から平成26年3月31日まで

18 会津若松市市民スポーツ施設の指定管理者の指定について

この案件は、会津若松市市民スポーツ施設の管理を行う指定管理者を指定するため、所要の措置を講じようとするものです。

- (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
会津若松市民ふれあいスポーツ広場
会津若松市小松原多目的運動場
会津若松市河東総合体育館
会津若松市河東野球場
会津若松市河東テニスコート
会津若松市河東弓道場
- (2) 指定管理者に指定する団体
会津若松市門田町大字御山字村上164番地
会津若松市公園緑地協会
- (3) 指定する期間
平成22年4月1日から平成26年3月31日まで

19 会津若松市コミュニティプールの指定管理者の指定について

この案件は、会津若松市コミュニティプールの管理を行う指定管理者を指定するため、所要の措置を講じようとするものです。

- (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
会津若松市コミュニティプール
- (2) 指定管理者に指定する団体
会津若松市花畑東 2 番 58 号
株式会社会津インターナショナルスイミングスクール
- (3) 指定する期間
平成 22 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで

20 若松城天守閣の指定管理者の指定について

この案件は、若松城天守閣の管理を行う指定管理者を指定するため、所要の措置を講じようとするものです。

- (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
若松城天守閣
- (2) 指定管理者に指定する団体
会津若松市追手町 1 番 1 号
財団法人会津若松市観光公社
- (3) 指定する期間
平成 22 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで

21 会津若松市麟閣の指定管理者の指定について

この案件は、会津若松市麟閣の管理を行う指定管理者を指定するため、所要の措置を講じようとするものです。

- (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
会津若松市麟閣
- (2) 指定管理者に指定する団体
会津若松市追手町1番1号
財団法人会津若松市観光公社
- (3) 指定する期間
平成22年4月1日から平成26年3月31日まで

22 会津若松市営駐車場の指定管理者の指定について

この案件は、会津若松市営駐車場の管理を行う指定管理者を指定するため、所要の措置を講じようとするものです。

- (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
会津若松市営駐車場
- (2) 指定管理者に指定する団体
会津若松市追手町1番1号
財団法人会津若松市観光公社
- (3) 指定する期間
平成22年4月1日から平成26年3月31日まで

23 会津若松市勤労青少年ホームの指定管理者の指定について

この案件は、会津若松市勤労青少年ホームの管理を行う指定管理者を指定するため、所要の措置を講じようとするものです。

- (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
会津若松市勤労青少年ホーム
- (2) 指定管理者に指定する団体
会津若松市城東町 14 番 52 号
財団法人会津若松市中小企業勤労者福祉サービスセンター
- (3) 指定する期間
平成 22 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで

24 会津町方伝承館の指定管理者の指定について

この案件は、会津町方伝承館の管理を行う指定管理者を指定するため、所要の措置を講じようとするものです。

- (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
会津町方伝承館
- (2) 指定管理者に指定する団体
会津若松市追手町 1 番 1 号
財団法人会津若松市観光公社
- (3) 指定する期間
平成 22 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで

25 都市公園の指定管理者の指定について

この案件は、都市公園の管理を行う指定管理者を指定するため、所要の措置を講じようとするものです。

(1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

鶴ヶ城公園内運動施設

会津総合運動公園

門田緑地

大川緑地

大川南四合緑地

蟹川緑地

(2) 指定管理者に指定する団体

会津若松市門田町大字御山字村上 164 番地

会津若松市公園緑地協会

(3) 指定する期間

平成 22 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで

26 民事調停の申立て及び当該民事調停の不成立等の場合における訴えの提起について

この案件は、市営住宅に係る滞納家賃等の支払等を求めるための民事調停の申立て並びに当該民事調停が不成立等の場合における市営住宅の明渡し及び滞納家賃等の支払を求める訴えの提起をしようとするものです。

(1) 民事調停の申立て及び訴訟の内容

・民事調停の申立ての内容

市営住宅の滞納家賃等の支払及び調停合意事項の不履行の場合に市営住宅の明渡しを求める。

・民事調停不成立等の場合の訴訟の内容

市営住宅の明渡し及び滞納家賃等の支払を求める。

(2) 当事者

・民事調停の申立人又は訴訟の原告

会津若松市

・民事調停の相手方又は訴訟の被告

市営住宅入居者 4名

連帯保証人 4名